

福岡市事業所の省エネ設備導入支援事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 福岡市事業所の省エネ設備導入支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、福岡市（以下「市」という。）が省エネルギー（以下「省エネ」という。）に取り組む中小企業者等に、省エネ効果の高い機器や設備を導入する場合の経費の一部を助成することにより、中小企業者等の省エネに係る取組みの推進を図ることを目的に交付する。

(用語の定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 中小企業者等

次のいずれかに該当する者をいう。

- ア 中小企業法（昭和38年法律第154号）に規定する中小企業者であつて、福岡市内に事業所等を所有し、事業活動を行っている者
- イ 年間のエネルギー消費量が原油換算で、原則1,500kL未満の事業者であつて、福岡市内に事業所等を所有し、事業活動を行っている者

(2) 事業所等

経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の要件を備えているものをいう。

- ア 福岡市内に所在する一定の場所（1区画）を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること。
- イ 従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。

(3) 再生可能エネルギー電気（以下「再エネ電気」という。）

太陽光・風力・地熱・水力・バイオマスといった再生可能エネルギーで発電した電気をいう。

(4) 再エネ電力証書

次のいずれかの証書をいう。

- ア グリーン電力証書
- イ Jクレジット（再エネ由来電力に限る。）
- ウ FIT非化石証書

(補助対象設備)

第4条 補助金を交付する対象の設備（以下「補助対象設備」という。）は次に掲げる設備とし、次項に掲げる要件の全てを具備しなければならない。

- ア LED照明（同時に導入する調光制御設備を含む）
- イ 高効率空調設備（高機能換気設備を含む）

2 補助対象設備の要件は、次の各号のとおりとする。

- (1) 福岡市内の事業所等に設置されたものであること。
- (2) 福岡市内の事業者へ設置工事を発注されたものであること。
- (3) 2者以上の事業者から見積書を徴取し、最低価格を提示した事業者の設備を導入すること。
- (4) 既存設備に替えて導入されたものであり、未使用であること。また、導入設備は既存設備の容量、能力などを上回っても良いが、導入前より省エネが図られていること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、別表1に定める要件を満たすこと。

(補助対象者)

第5条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれも該当する者とする。

- (1) 中小企業者等であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当するものでないこと。
- (3) 本要綱第12条に係る交付対象申請書提出時に、福岡市競争入札参加停止等措置要領に基づく競争入札参加停止又は排除に係る措置を受けていないこと。
- (4) 福岡市競争入札参加停止等措置要領に基づく競争入札参加停止又は排除に係る措置を受けていない事業者へ設置工事を発注していること。
- (5) 補助金の交付対象申請の審査時に福岡市税に係る徴収金（福岡市税及び延滞金等）に滞納がないこと。

(補助金の交付要件)

第6条 補助金は、次の各号全ての要件を満たし、補助金の交付申請を行う事業者（以下「申請者」という。）に対し、予算の範囲内で交付する。

- (1) 補助金交付申請時までには事業所（複数事業所を持っている企業の場合は補助対象設備を設置する事業所を指す。以下この号において同じ）の電力契約が、再エネ電気100%の電力メニューで契約締結されていること。または、補助金交付申請時までには事業所が、申請時の前年度の1年間（4月～3月）の電力使用量に相当する再エネ電力証書を購入していること。
- (2) 申請する補助対象設備に関して、国等の他機関から本補助金と併用する形で補助金の交付を受けていないこと。

(暴力団の排除)

第7条 市長は、福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。次項において「暴排条例」という。）第6条の規定に準じ、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定にかかわらず、補助金を交付しないものとする。

- (1) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員
- (2) 法人でその役員のうち前号に該当する者のあるもの
- (3) 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

3 市長は、補助金の交付を受けた者（以下「補助金受領者」という。）が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請者に対し、当該申請者（法人であるときは、その役員）の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、

性別等の個人情報の提出を求めることができる。

(補助対象経費)

第8条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象設備の設置に必要な機器の購入に要する経費（以下「機器費」という。）とし、当該経費に係る消費税及び地方消費税相当額を除いたものとする。また、機器費にかかる値引きがある場合は、それを差し引いた金額とする。

(補助金の交付額等)

第9条 補助金の交付額は、補助対象経費の3分の1に相当する金額以内とし、その上限は100万円とする。

2 前項の規定により算出した額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

3 補助対象者が、複数事業所の設備導入について申請する場合、事業所ごとに補助対象経費を算定する。上限額は1事業所あたりで100万円とし、かつ、1事業者あたりの上限額を1,000万円とする。

(補助回数の制限)

第10条 補助金の交付申請は、同一市内事業所につき同一年度に1回限りとする。

(申請受付期間)

第11条 申請者は公募により募集することとし、申請の受付期間（以下「申請受付期間」という。）は、福岡市ホームページ等に掲載する補助金募集案内に定めた期間とする。ただし、申請受付期間中であっても、申請が予算を超えた場合は、申請の受付を終了するものとする。

(補助金の交付対象申請)

第12条 申請者は、前条に規定する申請受付期間に、不備・不足が無い状態で補助金交付対象申請書（様式第1号）に、別表2に定める書類（以下、「交付対象申請書等」という。）を添えて、市長に電子メール又は郵送により提出（郵送の場合は必着）しなければならない。

2 市長は、前項に規定する交付対象申請書等の記載事項に不備がある場合、必要書類が整っていない場合、前条に規定する申請受付期間及び前項に規定する期限までに提出されなかった場合、又は、その他要綱に定められた形式等を含み申請要件に適合しない場合において、申請者に対して、期限を示して当該申請の是正又は補正を求めることができる。

3 市長は、前項に規定する示された期限を超過して是正及び補正がなされない場合は、第13条第4項に基づく補助金交付非対象決定を行うことができる。なお、市長がやむを得ないと判断する合理的な理由がある場合は、この限りではない。

4 申請者は、第13条第3項の規定による決定前に、補助対象設備の設置工事に着手してはならない。

(補助金の交付対象決定)

第13条 市長は、前条第1項に規定する交付対象申請等の提出があったときは、速やかに交付対象申請書等の内容を審査し、予算の範囲内で補助金の交付対象としての可否を決定する。

2 市長は、前項の審査において必要があると認めるときは、補助対象設備が設置される現

地の調査を行うことができる。

- 3 市長は、補助金交付対象として認めるときは、対象決定を行い、補助金交付対象決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。
- 4 市長は、補助金交付対象として認められないときは、非対象決定を行い、補助金交付非対象決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。
- 5 前条第1項に規定する交付対象申請書等が提出された日から、補助金交付対象及び非対象の決定を行い、申請者に通知を行うまでの標準的な期間は30日とする。ただし、不備・不足があった場合はこの限りではない。
- 6 前項について、次に掲げる期間は、標準的な期間に算入しないものとする。
 - (1) 福岡市の休日を定める条例（平成2年福岡市条例第52号）第1条に定める休日の日数
 - (2) 前条第2項に規定する申請の是正又は補正に要する日数

（取下げ届）

第14条 申請者は、前条第3項または第4項の通知を受ける前に第12条の申請を取り下げようとするときは、速やかに取下げ届（様式第4号）を提出しなければならない。

（計画変更の承認申請）

- 第15条 第13条第3項の補助金交付対象決定通知書を受けた者（以下「交付対象決定者」という。）は、同条同項の規定により決定された内容を変更するときは、当該補助対象設備の設置工事に着手する前に、計画変更承認申請書（様式第5-1号）及び別表2に定める書類のうち、交付対象申請時から変更となるものを市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、同条同項の規定により決定された補助金交付予定額の増額を除く軽微な変更についてはこの限りではない。
- 2 交付対象決定者は、第13条第3項の規定により決定された補助対象設備に変更がない場合であっても、補助対象経費を変更するとき、同条同項の規定により決定された補助金交付予定額と補助金交付申請額に差異が生じる変更をするときは、当該補助対象設備の設置工事に着手する前に、計画変更承認申請書（様式第5-1号）及び変更内容を確認することができる書類を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
 - 3 市長は、前2項の申請を承認したときは、計画変更承認通知書（様式第5-2号）により、交付対象決定者に通知するものとする。
 - 4 市長は、第1項及び第2項の申請を不承認したときは、計画変更不承認通知書（様式第5-3号）により、交付対象決定者に通知するものとする。

（計画中止届）

第16条 交付対象決定者は、補助対象設備の設置を中止しようとするときは、速やかに計画中止届（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（補助金交付対象決定の取消し）

- 第17条 市長は、交付対象決定者が、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、第13条第3項に規定の交付対象決定を取り消すことができる。
- (1) 補助対象設備の設置を中止したとき。
 - (2) 補助対象設備の設置完了後、正当な理由なく、第18条に規定する補助金の交付申請を行わないとき。

- (3) 第 12 条に規定する交付対象申請書等の書類に虚偽の事項を記載し、又は申請等について不正の手段により交付対象決定を受けたとき。
 - (4) 補助対象者の要件を満たしていないことが判明したとき。
 - (5) この要綱の規定に違反したとき。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付対象決定の取り消しについて相当の理由があると市長が認めたとき。
- 2 市長は、前項の規定により補助金交付対象決定を取り消したときは、補助金交付対象決定取消通知書（様式第 7 号）により、当該交付対象決定者に通知するものとする。ただし、交付対象決定者が前条の計画中止届を提出した場合は通知を省略するものとする。

（補助金の交付申請）

- 第 18 条 交付対象決定者は、補助対象設備の設置が完了した日から起算して 60 日（土日祝日の場合は、前営業日）又は福岡市ホームページ等に掲載する補助金募集案内に定める期限のいずれか早い日までに、不備・不足が無い状態で補助金交付申請書（様式第 8 号）に別表 3 に掲げる書類（以下「交付申請書等」という。）を添えて市長に電子メール又は郵送により提出（郵送の場合は必着）しなければならない。
- 2 補助金交付申請額は、第 13 条第 3 項の規定により決定された補助金交付予定額を超えてはならない。ただし、第 15 条の計画変更承認申請書（様式第 5-1 号）を市長に提出し、その承認を受けた場合については、この限りではない。

（補助金の交付決定）

- 第 19 条 市長は、前条第 1 項の規定に基づく交付申請書等の提出があったときは、速やかに交付申請書等の内容を審査し、補助金交付の可否を決定する。
- 2 市長は、前項の審査において必要があると認めるときは、補助対象設備が設置された現地の調査を行うことができる。
- 3 市長は、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書（様式第 9 号）により、交付対象決定者に通知するものとする。
- 4 市長は、補助金の不交付を決定したときは、補助金不交付決定通知書（様式第 10 号）により、交付対象決定者に通知するものとする。
- 5 前条第 1 項に規定する交付申請書等が提出された日から、補助金交付及び不交付の決定を行い、交付対象決定者に通知を行うまでの標準的な期間は 30 日とする。ただし、不備・不足があった場合はこの限りではない。
- 6 前項について、福岡市の休日を定める条例（平成 2 年福岡市条例第 52 号）第 1 条に定める休日の日数は、標準的な期間に算入しないものとする。

（補助金の交付）

- 第 20 条 市長は、補助金の交付について請求書に記載されている申請者名義の口座への振込により行う。

（補助金交付決定の取消し）

- 第 21 条 市長は、第 19 条第 3 項の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- (1) 補助金の交付を辞退したとき。

- (2) 第 12 条及び第 18 条に規定する申請書等の書類に虚偽の事項を記載し、又は申請等について不正の手段により交付対象決定又は交付決定を受けたことが判明したとき。
 - (3) 補助対象者の要件を満たしていないことが判明したとき。
 - (4) 補助金の交付を受けた補助対象設備を、補助金の交付の目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供したとき。
 - (5) この要綱の規定に違反したとき。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付決定の取り消しについて相当の理由があると市長が認めたとき。
- 2 市長は、前項の規定により補助金交付決定を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書（様式第 11 号）により、該当者に通知するものとする。

（財産の管理）

第 22 条 補助金受領者は、補助対象設備の設置が完了した日から別表 4（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める資産ごとの耐用年数）にそれぞれ定める期間、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

（財産処分の制限）

- 第 23 条 補助金受領者は、補助対象設備の設置が完了した日から別表 4（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める資産ごとの耐用年数）にそれぞれ定める期間内に、補助対象設備を、市の承認を受けずに、補助金の交付目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供してならない。
- 2 補助金受領者は、前項に規定する処分をしようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書（様式第 12-1 号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
 - 3 市長は、前 2 項の規定に基づく申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、財産処分を承認したときは、財産処分承認通知書（様式第 12-2 号）により、補助金受領者に通知するものとする。

（補助事業の経理等）

- 第 24 条 補助金受領者は、補助事業に係る経費について、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経費と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。
- 2 補助金受領者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承継を受けた場合も含む。）の日の属する年度の終了後 5 年間、市の要求があったときはいつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

（環境価値の取扱い）

第 25 条 補助金受領者は、補助事業により取得した補助対象設備により生み出される環境価値を他に利用する場合は、市と協議しなければならない。

（補助事業の承継）

第 26 条 補助金受領者について、法人の合併又は分割等により補助事業を行う者が変更される場合において、その変更により事業を承継する者が当該補助事業を継続して実施しようとするときは、速やかに補助事業承継承認申請書（様式第 13-1 号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請を承認したときは、補助事業承継承認通知書（様式第 13-2 号）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第 27 条 市長は、補助金受領者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第 19 条の規定により交付した補助金を全額返還させることができる。

- (1) この要綱に違反した場合
- (2) 補助金を補助対象設備の設置以外の用途に使用した場合
- (3) 補助金の交付を受けるため、違法、不正その他不適当な行為をした場合
- (4) 第 7 条第 3 項に基づく取り消しを行った場合
- (5) 第 21 条第 1 項に基づく取り消しを行った場合

2 市長は、補助金受領者が第 23 条の規定による承認を受けて補助対象設備を処分したときは、次項に定める方法により算定した額を返還させることができる。

ただし、その補助対象設備の処分が本人の責めに帰さない事由として次の各号のいずれかに該当するときは、市長は補助金の返還を求めないものとする。

- (1) 天災等により財産処分した場合
- (2) その他市長が特に認める場合

3 前項の規定による返還の額は、第 22 条に規定する補助対象設備の管理期間に対して、補助対象設備の処分日の翌日から同管理期間の満了日までの月数（1 か月未満は切り捨て）の割合に相当する補助金額とする。

4 前項の規定により算出した額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

5 市長は、第 1 項及び第 2 項の規定により、補助金の返還を求める場合は、補助金返還請求書（様式第 12-3 号）により、補助金受領者へ通知するものとする。

（補助金申請手続き等の依頼）

第 28 条 申請者は、第 12 条に規定する補助金の交付対象申請及び第 18 条に規定する補助金の交付申請に係る手続き（第 14 条、第 15 条及び第 16 条の手続きを含む。）を第三者（以下「手続代行者」という。）に依頼することができる。

2 手続代行者は、依頼された手続きの代行を行うに当たっては、この要綱の定めに従い、誠意をもって実施するものとする。

3 市長は、必要に応じて手続代行者が行う手続きについて調査を実施し、手続代行者がこの要綱の定めに従った手続きを遂行していないと判断した際には、同一年度内において、当該手続代行者に手続の代行を認めないものとする。

（協力義務）

第 29 条 補助金受領者は、次に掲げる事項について協力しなければならない。

- (1) 補助金の交付を受け、補助対象設備が使用可能となった月から、前 1 年間分及び後 1 年間分の使用状況調査報告書（様式第 14 号）の提出
- (2) その他市長が協力を依頼する事項

（雑則）

第 30 条 この要綱の施行に関し必要な事項については、市長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年7月14日から施行する。

(期間)

- 2 この要綱は、令和9年3月31日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

(別表 1) 補助対象設備ごとの補助要件

	補助対象設備	補助要件
1	LED照明（同時に導入する調光制御設備を含む）	<ul style="list-style-type: none">・LED照明からLED照明に更新する場合を除く。・同時に調光設備を導入する場合には、スケジュール制御、明るさセンサによる一定照度制御、在/不在調光制御、のいずれかの機能を有するものとする。
2	高効率空調設備	<ul style="list-style-type: none">・従来の空調設備等に対して、30%以上の省CO2が図られていること。
3	高機能換気設備	<ul style="list-style-type: none">・全熱交換器（JIS B 8628 に規定されるもの）であること・必要換気量（1人当たり毎時 30 m³以上）を確保すること・熱交換率 40% 以上（JIS B 8639 で規定）であること

(別表2) 補助交付対象申請書(様式第1号)に添付する書類

(○:提出が必要)

	補助対象設備	LED 照明	左記の 調光制 御設備	高効率 空調設 備	高機能 換気設 備
1	【申請者と事業所等の所有者が異なる場合】 同意書(様式第15号)	○	○	○	○
2	カラー写真(※1) 撮影ボードと一緒に撮影した下記の①～③の写真を、台紙(様式第16号)に貼 付けし提出				
	①導入設備を設置する事業所全体	○	○	○	○
	②導入設備の設置部分または設置予定部分	○	○	○	○
	③既存設備の銘版部分	—	—	○	—
3	見積書の写し (補助対象設備の導入にかかる経費の内訳がわ かるもの) ※徴取した見積書は全て提出すること	○	○	○	○
4	「工事請負契約書」、「売買契約書」又は「注文 書・注文請書」の写し (補助対象設備の導入にかかる経費の内訳がわ かるもの)	○	○	○	○
5	既存設備のカタログ等の写し(メーカー名、品 番、設備の仕様等がわかるもの)	○	—	○	—
6	導入設備のカタログ等の写し(メーカー名、品 番、設備の仕様等がわかるもの)	○	○	○	○
7	既存設備と導入設備で性能やエネルギー使用量 を対比できる資料(既存設備と更新設備の性能 やエネルギー使用量が確認できる資料)	○	—	○	—
8	設備を設置する事業所等の場所を確認できる書 類(設備の設置場所に印を付けた周辺地図の写 し)	○	○	○	○
9	発行日から3ヶ月以内の申請者の履歴事項全部 証明書または現在事項全部証明書	○	○	○	○
10	発行日から3ヶ月以内の申請者の福岡市税の滞 納がないことの証明書の写し ※「福岡市税の滞納の有無に関する調査」に同 意する場合は不要	○	○	○	○
11	事業所の電力が再エネ電気100%であることが わかる書類(電力契約書または再エネ電力証書 の写し)(※2)	○	○	○	○
12	役員名簿(様式第18号)	○	○	○	○
13	その他、市長が特に必要と認める書類 (提出を求めた場合のみ)	○	○	○	○

※1 提出する写真は、申請日時時点で撮影日から1ヶ月以内のものとする。

※2 交付申請時までに契約手続きを行う予定の場合は、交付申請時でも可。

(別表3) 補助交付申請書(様式第8号)に添付する書類

(○:提出が必要)

	補助対象設備	L E D 照明	左記の 調光制 御設備	高効率 空調設 備	高機能 換気設 備
	添付書類				
1	領収証の写し(宛名《申請者名》、金額、但し書き《補助対象設備名及び内訳金額》、領収日、領収者名、領収印が、正しく記載・押印されているもの)	○	○	○	○
2	補助金の振込先(金融機関名、支店名、種別、口座番号、口座名義)がわかるもの ※申請者名義であること	○	○	○	○
3	カラー写真(※1) 撮影ボードと一緒に撮影した下記の①～③の写真を、台紙(様式第17号)に貼付し提出	○	○	○	○
	①導入設備を設置した事業所全体	○	○	○	○
	②導入設備の設置部分	○	○	○	○
	③導入設備の銘版部分	—	○	○	○
4	【交付対象申請時に、事業所の電力が再エネ電気100%であることがわかる書類を提出していない場合】 事業所の電力が再エネ電気100%であることがわかる書類(電力契約書または再エネ電力証書の写し)	○	○	○	○
5	①保証書または②出荷証明書の写し ①:住所、事業所名、保証開始日(購入日)、製造番号が確認できるもの ②:メーカー発行のもので、出荷日、製造番号が確認できるもの	○ ※1	○ ※1	○	○
6	申請者の履歴事項全部証明書または現在事項全部証明書	○	○	○	○
7	その他、市長が特に必要と認める書類 (提出を求めた場合のみ)	○	○	○	○

※1 「LED照明」「調光制御設備」について、保証書で製造番号が確認できない場合においては、品番がわかる別の資料でも可。

(別表4) 管理期間

	補助対象設備	処分 期間
1	LED照明（同時に導入する調光制御設備を含む）	15年
2	高効率空調設備 ダクト配管されている埋め込みタイプで冷凍出力が22kWを超えるもの	15年
3	高効率空調設備 ダクト配管されている埋め込みタイプで冷凍出力が22kW以下のもの	13年
4	高効率空調設備 上記2.3以外のもの	6年
5	高機能換気設備	15年

様式一覧

●様式番号あり

様式番号	様式名	様式の作成者
1号	補助金交付対象申請書	申請者（手続き代行者）
2号	補助金交付対象決定通知書	市
3号	補助金交付非対象決定通知書	市
4号	取下げ届	申請者（手続き代行者）
5-1号	計画変更承認申請書	申請者（手続き代行者）
5-2号	計画変更承認通知書	市
5-3号	計画変更不承認通知書	市
6号	計画中止届	申請者（手続き代行者）
7号	補助金交付対象決定取消通知書	市
8号	補助金交付申請書	申請者（手続き代行者）
9号	補助金交付決定通知書	市
10号	補助金不交付決定通知書	市
11号	補助金交付決定取消通知書	市
12-1号	財産処分承認申請書	申請者（手続き代行者）
12-2号	財産処分承認通知書	市
12-3号	補助金返還請求書	市
13-1号	補助事業承継承認申請書	申請者（手続き代行者）
13-2号	補助事業承継承認通知書	市
14号	使用状況調査報告書	補助金受領者
15号	同意書	申請者（手続き代行者）
16号	写真台紙（補助金交付対象申請用）	申請者（手続き代行者）
17号	写真台紙（補助金交付申請用）	申請者（手続き代行者）
18号	役員名簿	申請者（手続き代行者）

●様式番号なし

様式番号	様式名	様式の作成者
	C02削減率・必要換気量算定シート ※高効率空調設備、高機能換気設備のみ必要	申請者（手続き代行者） 施工業者
	請求書	申請者（手続き代行者）
	撮影ボード（補助金交付対象申請用）	施工業者
	撮影ボード（補助金交付申請用）	施工業者